

第961回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和4年10月25日(火)午後1時30分

2 招集場所 第二会議室

3 出席者 伊東教育長、齋藤委員、千木良委員、小室委員、小川委員、佐浦委員

4 説明のため出席した者

嘉藤副教育長、遠藤副教育長、渋谷参事兼総務課長、高橋教育企画室長、佐々木福利課長、鏡味教職員課長、佐々木義務教育課長、遠藤高校教育課長、市岡特別支援教育課長、熊谷施設整備課長、大宮司保健体育安全課長、武田参事兼生涯学習課長、天野技術参事兼文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第960回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第961回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名、議事日程について

伊東教育長 千木良委員及び小川委員を指名する。
本日の議事日程は、配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第1号議案 宮城県教育振興審議会委員の人事について

伊東教育長 「7 議事」の第1号議案については、非開示情報等が含まれているため、その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については、秘密会とする。

秘密会とする案件については「10 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議等を行うこととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

県立高等学校における物損事故に係る和解について

(説明者：遠藤副教育長)

県立高等学校における物損事故に係る和解について御説明申し上げます。資料は、1ページである。

まず、事故の概要であるが、本年4月27日に石巻好文館高等学校において、職員が草刈作業を行っていたところ、草刈り機に巻き上げられた石が、付近の公道を走行中の相手方車両に当たり、フロントピラー等に損傷を与えたものである。なお、人的損害はなかった。

この事故は、職員の公務中に発生した事故であり、相手方に過失がないことから、県が相手方に損害の賠償を行うことが妥当であると判断し、相手方損害額の全額である112,794円を支払うこととして、和解が成立したところである。

この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、本年7月20日に知事による専決処分が行われ、9月議会において当該専決処分の報告をしている。

本事案を受け、各学校に対しては、作業時における安全確保の徹底について改めて通知したほか、会議

の場などを通じ、複数名での作業実施や、ガードフェンスの使用などにより、事故防止に取り組むよう指導した。引き続き、管理職研修など機会をとらえて注意喚起を行い、安全確保の徹底と事故の再発防止に取り組んでいく。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

10 専決処分報告

(1) 第385回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について

(説明者：嘉藤副教育長)

第385回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について御説明申し上げます。資料は、1ページから3ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、9月14日付けで知事から意見を求められたので、議案の内容について御説明申し上げます。

資料3ページの「第385回宮城県議会議案(追加提出分)予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、総額4億9,168万円を増額計上するものである。

次に、「2 事業の概要」であるが、7月15日からの大雨により被災した県立高校4校、松島自然の家及び指定文化財の災害復旧に要する経費を計上している。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、9月14日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

なお、専決処分をした議案については、10月19日の県議会本会議において原案のとおり可決されている。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

(2) 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について

(説明者：嘉藤副教育長)

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について御説明申し上げます。資料は、4ページから24ページである。

はじめに、資料5ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

次に、「2 改正内容」であるが、本規則は条例等の運用にあたっての手続きを規定するものであることから、まず、条例改正の概要を御説明申し上げます。

6ページの参考1を御覧願いたい。改正内容は3点ある。1点目は、「育児休業の取得回数制限の緩和」である。これまで、育児休業の取得回数は、原則1回までとされていたところ、今回の改正により、原則2回までの取得が可能となったものである。また、この他に、子の出生後57日間以内に取得できる育児休業があるが、こちらについても、これまでは、1回までの取得とされていたところ、2回まで取得することが可能となったものである。

2点目は、「非常勤職員の子の出生後57日間以内の育児休業の取得要件の緩和」である。これは、職員の任用期間に係る要件についての改正であるが、これに伴う本規則の改正はなかったため、説明は省略させていただく。

3点目は、「非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化」である。非常勤職員の子が1歳以降における育児休業の取得要件について、これまでは、育児休業の初日を子が1歳となる日の翌日とすることが定められていたが、今回の改正により、育児休業を夫婦交替で取得することや、特別の事情がある場

合における柔軟な取得が可能となったものである。

この3点の制度改正のうち、1点目の「育児休業の取得回数制限の緩和」と、3点目の「非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化」について、本規則で定めている手続きについても改正が必要となったので、その内容について、御説明申し上げる。

7ページの参考2を御覧願いたい。はじめに、1「育児休業の取得回数制限の緩和」に伴う手続きの改正についてである。育児休業の請求期限について、従前は原則「1か月前」であったものを、子の出生後57日間以内の育児休業については「2週間前」までとするものである。また、育児休業の取得回数制限が原則2回までとされたことに伴い、これまで限定的に認められていた再度の取得の際に必要な「育児休業等計画書」に係る規定を削除するものである。

次に、2「非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化」に伴う手続きの改正についてである。非常勤職員が、1歳以降の子の育児休業を取得する場合、これまでは1歳の翌日を初日とすることとなっていたものに対し、1歳の翌日以降の取得も可能となったことから、その場合の請求期限を規定するものである。具体的には、図で示しているとおり、夫婦交替で取得する場合で1歳の翌日以降に取得する場合は、1か月前の手続きが必要と定めたものである。

改正の概要は以上であるが、具体的な内容については、15ページから24ページの新旧対照表に記載のとおりである。

このことについては、職員の育児休業等に関する条例が令和4年9月20日に県議会にて可決され、改正事項が施行される令和4年10月1日までに本規則を改正する必要があることから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により令和4年9月22日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

1 1 議事

第2号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明者：遠藤副教育長)

第2号議案について、御説明申し上げます。資料は6ページから11ページである。

はじめに、資料7ページを御覧願いたい。「1 改正理由」については、令和5年度の県立特別支援学校高等部入学生募集に当たり、県立特別支援学校学則の収容定員を変更するものである。

「2 改正内容」については、今年9月末現在における特別支援学校中学部及び中学校3年生の特別支援学校高等部への入学希望状況と、学校の受け入れ可能人数を踏まえて、第1学年の収容定員を変更するものである。あわせて、今年度の高等部の第1学年と第2学年の生徒について、学年進行による来年度の第2学年と第3学年の収容定員を変更するものであり、ゴシック体で示した11校の収容定員を変更するものである。

なお、改正規則は、令和5年4月1日から施行することとしている。また、現時点での県立特別支援学校高等部及び高等学園の入学希望者は、収容定員363人に対し、369人程度となっているが、高等部・高等学園への入学希望者については定員を超えていることから、不合格者が出る可能性が高くなっている。その場合でも、生徒たちの進学先を確保できるよう各市町村教育委員会と連携しながら、今後更に教育相談を進めていく。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) | (質 疑 な し)

伊 東 教 育 長 | (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

1 2 課長報告等

「第2次みやぎ学校安全推進計画」について

(説明者：保健体育安全課長)

「第2次みやぎ学校安全推進計画」について御説明申し上げる。資料は、1ページ及び別添資料並びに別冊である。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 計画作成の趣旨」であるが、本県では、国の「学校安全の推進に係る計画」、「宮城県教育振興基本計画」、「みやぎ学校安全基本指針」に示された考え方にに基づき、各学校が学校安全を推進していくための取組の参考となる具体的方策を示した「第1次みやぎ学校安全推進計画」を作成している。今回の第2次推進計画は、国が本年3月に「第3次学校安全の推進に係る計画」を策定したことを踏まえ、本県の「みやぎ学校安全基本指針『追補版』」の方向性等も加えた上で、第1次計画の内容を更新するものである。

「2 計画の期間」については、国の計画に準じ、今年度から5年間の期間とし、期間中の新たな課題や知見等を踏まえ、適時見直し等を行うこととしている。

「3 検討の経過」については、東北大学災害科学国際研究所の今村文彦所長をはじめとした学識経験者等で構成する「みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議」で検討し、幅広い分野の知見により作成している。

「4 計画の概要等」については、別添の「第2次みやぎ学校安全推進計画の概要」で御説明する。別添資料の1ページを御覧願いたい。「Ⅰ 本県における児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題」のうち、「1 学校安全に関するこれまでの取組」についてであるが、「みやぎ学校安全基本指針」及び、その「追補版」に基づき、災害安全のみならず、交通安全や生活安全に関する安全体制の強化や安全教育の充実に向けた取組を実施してきた。「2 第2次みやぎ学校安全推進計画作成に向けた課題」についてであるが、第1次計画期間中に、児童生徒等の尊い命が失われるなど、児童生徒の安全を脅かす事案が、災害安全、交通安全、生活安全の各分野で発生しており、こうした危険から児童生徒等を守るさらなる体制の構築が課題となっている。

「Ⅱ 本県における今後の学校安全の推進の方向性」についてであるが、これまでの取組や課題を踏まえ、本計画期間における、『目指す姿』として、1つ目に『学校と地域が連携して、いかなる災害や様々な危険からも、児童生徒等の命を確実に守り、事故を未然に防ぐ学校安全体制の構築を目指す。』こと、2つ目に『全ての児童生徒等が、いかなる災害や様々な危険からも、自らの命を守り、他者を助ける力を身に付けることを目指す。』ことを掲げている。

2ページを御覧願いたい。「Ⅲ 学校安全を推進するための具体的な方策」として、主な方策を記載している。まず、5つの柱として、「1 学校安全に関する組織的取組の推進」、「2 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進」、「3 学校における安全管理の取組の充実」、「4 学校における安全に関する教育の充実」、「5 東日本大震災等の教訓の継承」を掲げている。具体的方策では、地域等と連携した組織活動や安全管理に関する内容を置き、地域や関係機関等と連携し、危機管理マニュアルの見直しや、協働での避難訓練等を実施していくこと、また、児童生徒等が、現代的な諸課題も含めた安全について我が事と考え、主体的に取り組むことができる安全教育の実施や、震災の教訓を風化させない防災教育の充実を図ることなどを掲げている。

なお、計画本体において、各方策を県教育委員会、市町村教育委員会、学校ごとに分けて明記しているので、詳細については、別冊の「みやぎ学校安全推進計画（第2次）」と題した冊子を後ほど御参照願いたい。

資料1ページにお戻り願いたい。「5 今後の対応」についてであるが、本計画は、「みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議」において、参考指標の状況等を確認しながら、毎年度進行管理を行っていくとともに、市町村における学校安全の取組の参考となるよう、各種会議や研修等を通じ、市町村教育委員会や市町村立学校等に対して本計画を説明の上、具体的な方策を踏まえた取組の推進について働きかけていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

小 川 委 員

国の方でも今年度から学校安全の推進に関する計画の第3次がスタートしている。その中で、危機管理マニュアルや学校安全計画はほとんどの学校で作っているが、そのマ

ニュアル等が本当に実効性のあるものになっているのかということや、充実した安全教育の推進及びその教育がより実効性のあるものになっているのかということがしきりに謳われている。そういったことを念頭に置いていただき、この計画がより実効性のあるものになっていくことを願っている。

そのために、学校が単独ではなく、関係機関や地域との連携を進めていくという事は理解できるが、少子高齢化が進む中で住民も高齢化するし、人はどんどん少なくなる。地域が縮小し、活力が失われていく中で、今後どう地域連携を図りながらこの計画を推進していくのか大きな課題になると思うし、現在でも既にどう地域連携していけばよいかかわからないという学校もあると思うが、そういった現場の声を聞く機会はあるのか。また、このような少子高齢化の中で、どう地域連携をしていくのか、何かアイデアがあれば伺いたい。

保健体育安全課長

1点目の現場の声に関する質問については、県教育委員会としては、市町村教育委員会や各学校を訪問してどういった状況か聞いて回っている。その中では、教育活動との兼ね合いから頻りに地域と連携する機会を持つことができないといった地域連携の難しさに関する意見もあるが、今回の推進計画をより広めていくことで、地域連携の重要性が地域全体にも伝わるのではないかと考えている。次に、2点目の今後どのように地域連携を広げていくのかということについては、まずは学校で推進計画をしっかりと認識することが重要だと考えている。現在、県内では42%が何らかの地域と連携した活動を行っているという調査結果が出ているが、そこからさらに増やしていくためには、まずは学校と地域がこの推進計画を基にして、どういった取り組みがよいのか考えていくことが必要だと思う。委員御指摘のとおり、少子高齢化の影響も考えていく必要があるため、学校や地域がこの推進計画の取り組みを進めていく中で、その点についても考えていきたい。

小川委員

形骸化しない工夫が必要だと思う。学校側も聞かれれば、安全計画はあるし、教育もしている、地域連携もしているという回答になると思うが、それが本当に効果のある形になっているのかということ現場も我々も常々意識しながら推進していかなければならない。その中でも地域連携は大きな課題であると思うので、形骸化しないような意識をもって進めていただきたい。

齋藤委員

形骸化という言葉があったが、細やかな内容となっており、せっかくこうして形にできているので、作って終わりではなく常にこれを目にするように工夫するなど、この計画を生かして使えるような方法を、現場とも協力しながら考えていっていただきたい。

保健体育安全課長

学校現場できちんと意識付けをしながら推進計画を進めていくことが重要と考えている。我々としてもこの計画が絵に描いた餅とならないように対応してまいりたいが、まずは生徒の命を守るための方法を、日常から教員一人ひとりが課題をもってシミュレーションしていく意識を作っていくことが大事だと考えている。また、命を守ることにについては、生徒自身が状況判断をして適切な行動がとれるよう学校で指導していくことも重要である。この推進計画が生かされていくように、研修会等で周知するほか、学校への訪問、防災アドバイザーの派遣等を通じて啓発してまいりたい。また、生徒たちに対しては、防災ジュニアリーダー養成研修に参加していただくなどして裾野を広げていければと思う。

伊東教育長

計画を作って終わりではなく、いかに生かしていくか、形骸化しないようにしていくかということが非常に重要だとの御指摘をいただいた。

13 資料（配布のみ）

（1）教育庁関連情報一覧

（2）令和5年度（令和4年度実施）宮城県公立学校教員採用候補者選考の実施概要

- (3) 令和5年3月高等学校卒業予定者就職内定状況（9月末現在）
- (4) 令和5年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項
- (5) 特別支援学校文化祭について
- (6) 東北歴史博物館特別展「みちのくのサムライたち－東北武士の系譜－」

14 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 〳 次回の定例会は、令和4年11月18日（金）午後1時から開会する。

15 閉 会 午後2時8分

令和4年11月18日

署名委員

署名委員